

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日は当たらない場合は翌日発行） 発行人 大分県 編集 大野印刷（定価 1箇年 11万8千8百八十円）

# 大分県報

平成二十八年  
四月九日 (火曜日)  
(七)

田 次

## 監査公表

包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表.....1

## ○監査公表

### 監査委員公表第584号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事、大分県教育委員会教育長及び大分県公安委員会委員長から通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年2月9日

大分県監査委員	米 渚	光 貞吉
大分県監査委員	柳 井 手	郎 美生
大分県監査委員	御 手 洗	吉 輝
大分県監査委員	玉 田	義

## ○ 指置状況の概要

1 平成26年度包折外部監査結果(平27.3.31公表)に対する指置状況  
 (1) 監査テーマ:「委託契約に係る財務事務の執行について」  
 (2) 概要

2 平成24年度包括外部監査結果(平25.3.29公表)に対する指置状況  
 (1) 監査テーマ:「大分県における資産・負債に係る財務事務の執行及び管理等について」  
 (2) 概要

- 平成23年度監査結果(平24.3.30公表)に対する指置状況のうち、「検討中」となっていた2件について再度通知があった。  
 1件、「検討中」1件。
- 平成26年度に監査委員宛てに通知された指置状況のうち、「検討中」となっていた5件について再度通知があった。  
 3件、「対応済」3件、「対応困難」1件、「検討中」1件。

- 1 -

11

平成27年3月31日付で公表した監査の結果に対する指置の状況

(監査テーマ:「委託契約に係る財務事務の執行について」)

項目	監査の結果及び意見(件数)	指置の内容(件数)	備考
1. 全府における全般的な委託契約事務に関すること			
第1. 委託契約事務・会計審査制度との機能			
1. 全府における全般的な委託契約事務に関すること	結果 意見 結果 意見 結果 意見 結果 意見	対応済 10 1 6 49 137 9 16 15	対応困難 対応不可 検討中
2. 個別の選定委託契約に関すること			
(1) 総務部	結果 意見 結果 意見	16 9 16 9	
(2) 企画振興部	結果 意見 結果 意見	4 4 12 1	
(3) 福祉保健部	結果 意見 結果 意見	9 24 9 24	
(4) 生活環境部	結果 意見 結果 意見	7 8 7 8	
(5) 商工労働部	結果 意見 結果 意見	1 8 1 2	
(6) 農林水産部	結果 意見 結果 意見	3 14 3 13	
(7) 土木建築部	結果 意見 結果 意見	6 24 6 20	
(8) 企業局	結果 意見 結果 意見	3 4 3 4	
(9) 病院局	結果 意見 結果 意見	1 13 1 11	
(10) 教育局	結果 意見 結果 意見	3 5 3 5	
(件数合計)	合計	197 181 6 10	

3 平成24年度監査結果(平25.3.29公表)に対する指置状況  
 (1) 監査テーマ:「大分県における資産・負債に係る財務事務の執行及び管理等について」  
 (2) 概要

- 平成23年度監査結果(平24.3.30公表)に対する指置状況のうち、「検討中」となっていた2件について再度通知があった。
- 1件、「検討中」1件。
- 平成26年度に監査委員宛てに通知された指置状況のうち、「検討中」となっていた5件について再度通知があった。  
 3件、「対応済」3件、「対応困難」1件、「検討中」1件。

- 2 -

1. 全府における全般的な委託契約事務に関すること	【意見 全般-1】 【意見契約等に係る内部規定の継続的かつ定期的な見直しについて】	【会計管理局】 会計監査のノウハウ等の活用による効率的なマネジメントへの応用について、各職員向けのインストラネットにおいて、各種マニュアルとして委託契約の担当課における主体的・自律的な会計上のコンプライアンスの実践とともに、審査・指導の側面からも、そのために必要なスキルやノウハウを他の職員も活用可能な知識の確立としてデータを蓄積する仕組みを構築化や業務の向上によって審査結果をより一層の改善化する側面の業務品質の向上によって審査結果をより一層の改善化や業務品質を向上させている。各職員が整えられるような好循環を生む仕掛けを継続的に工夫していく必要がある。	報告書 48ページ
2. 隨意契約	【結果 全般-1】 【随意契約事務の不遵守について】	【会計管理局】 随意契約事務のより一層の透明性の確保の推進のため、「随意契約」表について、文書や研修により周知され、これまでの随意契約の透明度を高め、公正性の確保に基づく随意契約情報の徹底を図ってきたが、今回の指摘を受け、改めて適正な会計事務の執行について文書による周知を行い、また職員向けの会計事務処理上のコンプライアンスのための行動規範といつて職員に会計上のコントラクト形式で具体的に示すなどして、広く職員に会計上の浸透を図ることが望まれる意識の浸透を図ることを図っている。	報告書 49ページ
3. 隨意契約公表	【結果 全般-1】 【随意契約公表の不遵守について】	【会計管理局】 随意契約公表の不遵守について、これまでの随意契約公表の徹底を図ってきたが、今回の指摘を受け、改めて適正な会計事務の執行について文書による周知を行い、また職員向けの会計事務処理上のコンプライアンスのための行動規範といつて職員に会計上の浸透を図ることを図っている。	報告書 57ページ

【意見 全般-3】  
随意契約等に係る内部規定の継続的かつ定期的な見直しについて  
 (1) 隨意契約等に係る内部規定の継続的かつ定期的な見直しについて  
 (2) 隨意契約等に係る内部規定の継続的かつ定期的な見直しについて  
 (3) 隨意契約等に係る内部規定の継続的かつ定期的な見直しについて  
 (4) 隨意契約等に係る内部規定の継続的かつ定期的な見直しについて  
 (5) 隨意契約等に係る内部規定の継続的かつ定期的な見直しについて

【意見 全般-1】  
随意契約事務の不遵守について  
 (1) 隨意契約事務の不遵守について  
 (2) 隨意契約事務の不遵守について

【結果 全般-1】  
随意契約公表の不遵守について  
 (1) 隨意契約公表の不遵守について  
 (2) 隨意契約公表の不遵守について

<p><b>【意見 全般-4】</b> 隠匿性を担保する仕組みの検討について</p> <p>担当課において該当顧意契約を公表することは「通常実施すべき重要な業務であることを十分に認識した上で実践する」とともに当該取組に基づき、当事者が新しい機能を担い、かつ審査室が制度また、具体的に補完する手段を活用して、書面によるチェックリストを用いた会計システムによる支拂の自動的に出力されれば、公表の検討が行われることによっておなじ仕組みが確立されることが望ましい。</p> <p><b>第3. 競争入札</b></p> <p><b>【意見 全般-5】</b> 予定価格の事前公表制度の見直しの検討について</p> <p>本県では予定価格事前発表しない不正競争など人材の透明性向上を図るために、工事等の入札において予定価格を公表する。競争入札について、予定価格を事前に公表することにより、過度な競争努力を抑止するなどの弊害も生じうることから、これを考慮するため、工事で予定価格4千円未満を達成するため、工事で予定価格4千円以上で求めている。「入札金額以上の入札」の提出を平成28年度から実施する。予定価格を公表する場合において、公共事業発注者の義務と現行2千円未満防止等の方針で検討すべきである。</p> <p><b>第4. 委託契約の変更契約の検討について</b></p> <p>建設工事による変更契約以外の検討する場合、変更契約によるか、全般について、起業すべきか、といふ判断は困難でないため、当初設計における競争的な標準からの観点から、「一定の重要性があること、具体的な事例を示すこと、原規約と分離すること、ありかつ合理性を大きくことりあることが明瞭な新しく新しい契約によることが相当であること」が望ましい。</p> <p><b>第5. 再委託の状況</b></p> <p><b>【意見 全般-7】</b> 再委託手続のあり方について</p> <p>再委託手続は、これまでの協議により認めたものとし、再委託とは何か、どのくらい質・量の明記する。再委託の基準が設定されないと、再委託の対象者及び委託の状況について記載する。再委託の承認基準について</p>	<p>(会計管理局)このままでも、随意契約のガイドラインの遵守及び随意契約情報の結果公表について、公表を図つて、問い合わせや研修により知識を加深し、報告書がなないか、再委託を実施する。また、毎月、厅内インントラネット周報に基づき、全て公表されている。公表されたものは表示板を通じて、制度の趣旨の周知や公表の徹底を図ることとした。</p> <p><b>報告書</b> 58ページ</p> <p><b>第6. 庁舎等管理における委託契約状況</b></p> <p><b>【意見 全般-8】</b> 【意見 全般-9】</p> <p>行について</p> <p>用いて、地方機関庁舎を対象に、厅舎管理委託契約の予定価格の積算方法、委託契約の締結業務などの委託契約形態について、個々の維持管理業務などの委託契約形態により、改修や点検等の実績を取扱うべきであるかといった現況の今後も、契約書が運搬して、総合個々の構造把握等を行ったとともに、監理業務の実績を把握して、各府県に於ける監理者に対する指導性を発揮することが望ましい。</p> <p><b>報告書</b> 57ページ</p> <p><b>第7. 土木設計等の委託業務成績評定制度</b></p> <p><b>【意見 全般-10】</b> 【意見 全般-10】</p> <p>の設立について</p> <p>大分県土木設計等委託業務成績評定制度の設立について、地元議員が発案し、各議院に提出する。公表することで、問題が解決するため、効率化に貢献することができる。また、直営で行っている場合には、民間委託等の経済比較を行って、協議を行うこととする。あるいは、委託に移行するように指導した。</p> <p><b>報告書</b> 75ページ</p>
--	--

<p>【結果書1-2】 検査調書の省略手続について 検査調書の記載を行なうときはと、記載されていない場合は、納品書に記載されているため適切ではない。</p>	<p>【結果書1-3】 検査調書の作成について 検査調書は県報PDFFファイルとの組合せで、当該目的物の引渡しに伴う百万円以下の場合は、毎月の支出ごとに再委託の発生を図るために、委託契約書を作成されない場合が見受けられた。</p>	<p>【結果書1-4】 検査調書の省略手続について 検査調書の記載を行なうときはと、記載されていない場合は、納品書に記載されているため適切ではない。</p>
<p>【結果書1-2】 契約保証金について 契約保証金に関する事項が記載されていないため、契約書へ記載する事項が規定に照らして不適切である。</p>	<p>【結果書1-2】 契約保証金について 契約保証金に関する事項が記載されていないため、契約書へ記載する事項を盛り込み契約締結の規定に照らして不適切である。</p>	<p>【結果書1-2】 契約保証金について 契約保証金に関する事項が記載されていないため、契約書へ記載する事項を盛り込み契約締結の規定に照らして不適切である。</p>
<p>【対応済】</p>	<p>【対応済】</p>	<p>【対応済】</p>
<p>（指務部・会計管理局） 平成27年度から契約書にて再委託の権限を認められることで、不適切な行為が見受けられることが望ましい。</p>	<p>（指務部・会計管理局） 平成27年度から契約書にて再委託の権限を認められることで、不適切な行為が見受けられることが望ましい。</p>	<p>（指務部・会計管理局） 平成27年度から契約書にて再委託の権限を認められることで、不適切な行為が見受けられることが望ましい。</p>

<p>修内容について「情報システム構築部会」による審査を受けていない。</p> <p><b>【意見 1-7】</b>システム改修業務の単価について、システム改修を行なう場合は、例えば、上級SE、初級SEなど作業担当者に求められる能力に応じ細分化して定めることが望まれる。</p>	<p>(総務部)システム開発に係る基準単価については、平成28年度予算編成から、作業担当者に求められる能力に応じ、細分化して定めた。 【対応済】</p>
<p><b>【意見 1-8】</b>契約金額の妥当性の明確化について、随意契約でシステム改修を行なう場合は、第三者にも明確に分かるよう手紙や備考を記録したこととが望まれる。</p>	<p>(総務部・会計管理局)契約金額の妥当性に関しては、そこの仕事が求められる根拠・経緯等により、設計額の妥当性の明確化を図る。また、専門研修などにおいては、会計事務等を具体的に示すなどして、会計事務例等を周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>
<p><b>【意見 1-9】</b>予定価格の核算方法について、労務費の核算方法のうち、直接計算方法に見直しを行うことが必要である。</p>	<p>(総務部・会計管理局)直接労務費の核算においては、そこの仕事が求められる根拠・経緯等により、設計額の妥当性の明確化を図る。また、専門研修などにおいては、会計事務等を周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>
<p><b>【意見 1-10】</b>機械警備の長期契約について、機械警備の長期契約の上限が3年と定められているが、規定として契約期間を延長するための改正を検討することが望ましい。</p>	<p>(会計管理局)会計監査の実態に応じた計算方法にて予定価格の核算を行なうこととする。また、マニアルを改定し、設計核算方法にて行なう。同時に、新規の长期契約を実施した。</p>

<p><b>【意見 1-11】</b>施設機能診断の指名業者の選定方法について、東部養園の現状の指名業者は、年間を通して所定の条件を満たす指名業者の選定傾向が固定化しないように寸補リストを使用しておりかつそのショボンによっている。今回の監査過程で他の委託者も、同様の方法を見なしが、機械的に選定することにて所定の業者が数名選定されることがあるが、登載されている特定の業者の前</p>	<p>後の業者が同時に選定される可能性が高く、指名業者の頼ぶる関係が固定化しやすい可能性があるため、それが望ましい。</p> <p><b>【意見 1-12】</b>再委託の有無の確認について、再委託の有無についての確認が十分に行われておらず、委託先に対し誤認を確実に行なう必要がある。</p> <p><b>【意見 1-6】</b>支出負担行為決議書の決裁日について、支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、付が不明であった。</p> <p><b>【意見 1-7】</b>号農林業振興第4号農業委託契約支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、付が不明であった。</p> <p><b>【意見 1-13】</b>予定価格公表対象判断の適否について、当該契約は、工事に係る委託とし、内部的に整理しているが、執行通知書どおり、係る委託は公表して整理しないのに予定価格を公表してないのに矛盾があるため、工事に係る委託が公表してないのに矛盾があるため、かくどうは論理的に矛盾があるため、かくどうは論理的である委託に合致するが、必要な整理を行なうこととする。</p> <p><b>【意見 1-14】</b>入札書の記載文書の統一化について、入札書によつて異なる誓約文が見なしが、機械的に選定することにて所定の業者が数名選定されることがあるが、登載されている特定の業者の前</p>
---	---

図る必要がある。

て、毎期、予定価格の見直し・積算を行なう必要がある。

担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複雑的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。

（農林水産部）農林水産省が生じないよう、会員と定期的に協議し、進捗管理を行なう。専門研修などにおいて、不適切な行為を徹底して周知徹底を図っていく。

**【意見 1-15】契約変更事務の効率的な進め方について**

当初の契約始期の段階での事務の進め方いかんで後にに変更契約を行なうことなく回避できる可能性があるため、より効率的な業務と事務の実施を行なうためを再確認する必要がある。

**【意見 1-16】再委託の有無の確認について**

再委託の有無についての確認が十分に行われておらず、委託先に對し、委託前に少なくとも契約書が行なわれる口頭での確認が必要であるとの確認を確實に行なう必要がある。

**【結果 1-8】  
2期有能原バイオ  
フライン測量委  
託契約**

委託起工証書（変更箇所を含む）にて決裁日の記入がなされていないかつて契約前に決裁権者によって決裁が行われることを事後的に示す上でも、決裁日を記載する必要があると考える。

**【結果 1-9】  
24 緑中山間両院  
アーバイン設計  
委託契約**

同書における決裁日の未記入について、委託起工証書（変更箇所を含む）にて決裁日の記入がなされていないかつて契約前に決裁権者によって決裁が行われることを事後的に示す上でも、決裁日を記載する必要があると考える。

**(2)企画振興部**

**【意見 2-1】  
旅券申請受付、  
旅券及び交付等  
業務委託契約**

- 9 -

参照する等により適切な金額とする所屬において徹底した。また、定期的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて、注意喚起し、再発の防止を図っていく。

**【意見 2-2】  
局運営管理委託  
契約**

（企画振興部・会計管理局）平成25年度の履行確認の際、書面により確認による確認などを行なったことから、正しく判断した過程など、報告書として作成し、課長に報告した。この確認結果については、報告事例などにおいて、具体的に示すなど注意喚起し、再発の防止を図っていく。

**【意見 2-3】  
馬政広報テレ  
ビ番組制作放送  
委託契約**

（企画振興部・会計管理局）平成27年度の実績に際し、見積書の内訳を提出を求め、制作費等の積算額による確認を行なったことから、正しく判断したこととする。この確認結果については、報告事例などにおいて、具体的に示すなど注意喚起し、再発の防止を図っていく。

**【意見 2-4】  
情報機器委託契  
約**

（企画振興部・会計管理局）平成27年度の実績に際し、見積書の内訳を提出を求め、制作費等の積算額による確認を行なったことから、正しく判断したこととする。この確認結果については、報告事例などにおいて、具体的に示すなど注意喚起し、再発の防止を図っていく。

**【意見 2-5】  
OA SISひろ  
き計画の支払時期  
契約**

（企画振興部）委託料は会計規則で概算払いに定められていることから、相手方の資金繰りとしているところである。委託先から毎月事業報告書等を提出し、委託内容の履行状況を確認するものではなく、支払いとしており、毎回の支払いは必要な経費を適切に見込んだものと保証している。

（企画振興部・会計管理局）委託金額の積算については、単に報告書合理的な根拠に基づく数値を用い、前年度どおりとせず、直近の実績を102ページ

による周知や研修などにおいて、注意喚起し、再発の防止を図っていく。

**【意見 2-6】  
国東半島アート  
プロジェクト  
2013事業委託契**

（企画振興部・会計管理局）委託料を行なう際の実施同いについて、位置づけ等を平成28年3月末まで109ページ

		約
		用していくことが望ましい。
		でに検討する。28年4月1日施行を目処に、事務決裁規程を改正する。 同一の決裁区分について定める。
	【意見 2-7】 支出負担行為決議書の決裁者について 変更契約をひとつ契約ごとに決定し、決議書の決裁者を決定してあるが、変更契約を含めた契約額全体を、基準に支出負担行為決議書の決裁者を決定することが望ましい。	【検討中】 (総務部) 平成28年4月1日施行を目処に、支 出負担行為決議の決裁者を決定す る。【検討中】
	【意見 2-8】 発行方法について 支払期日の記載されている支払期日が遅延されてしまうが、他の広報の方法についても検討を行なうことが望ましい。	(企画振興部) 今後、同様の事業を実施する場合に支 出負担行為決議の決裁者を決定す る。【対応済】
	【結果 2-9】 自殺予防に関する広報啓発に際し、他の広報の方法についても検討を行なうことが望ましい。	(企画振興部・会計管理局) 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事業であるため、所属において担当班組織による複数的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。全行的な対応としては、会計事務の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど、指摘を受けた後も研修を図っていく。
	【意見 2-10】 契約金額の変更について 契約金額の変更は、理由・内容等を明確に記載し、理由の合理性や妥当性を十分に検討した証跡を示すことが望ましい。当初計画と実績との差異を展開する上でも、効率的であり、適切に文書化することが望ましい。	(企画振興部・会計管理局) 契約金額の変更にあたっては、妥当性の検討や必要書類の添付を所属機関において徹底することともに、契約内容の変更に対する周知や研修などにおいて注意喚起し、周知徹底を行なうことが望ましい。
	【意見 2-11】 決算の実績報告の方法について 決算の実績報告については、指定の事業のみでなく、その事業別収支報告書の提出について協力を受けけることを高めることが望ましい。	(企画振興部) 決算の実績報告については、正味財産増減計算書等全体の収支について報告書は提出される。また、ホームページ等でも公表している。【対応済】
	【結果 2-2】 緊急雇用いき アルゲインチハ 消費税率の適用誤りについて 半成25年度分の委託料確定額の事	(企画振興部・会計管理局) 消費税率を8%に適用した金額と 半成25年度分の委託料確定額の差額(15,679円)について、半成118ページ

